

2013(平成 25)年度小平市予算への要望

2012 年 11 月 20 日

日本共産党小平市議団
日本共産党小平市委員会

はじめに——2013 年度小平市予算へ要望をするにあたって

第 2 期小林市政は最終盤となり、市長選挙を迎えようという中での来年度の予算編成となりました。

今日の激動する日本政治、経済と社会不安の中で、市民は、小平市政がいっそう生活を守る防波堤の役割を果たす事を求めており、2013 年度予算に反映されることを期待しています。

昨年、日本共産党小平市議団と同小平市委員会は、今年度小平市予算について、

- (1) 新たな市民負担を求めず、市民の暮らし、福祉をしっかりと支えるものにする。
- (2) 放射能汚染から市民を守り、原発ゼロ、自然エネルギーへの転換をすすめる。
- (3) 災害に強いまちづくりを積極的にすすめる。

ことを重点的に反映させることを求めました。これらについて、一定の前進を図る努力がなされたことを評価し、2013 年度も引き続き発展させることが重要だと考えます。

また加えて、今日の市民の暮らしと日本の経済状況を考えるならば、地域経済の振興を図り、仕事づくり、雇用を守り拡大する施策がたいへん重要になっております。経済対策については国、都によるところが大きい訳ですが、市として出来得ることは最大限進めるべきと考えます。

以上の点を踏まえ、今回、市民が切実に緊急策として求め、最低限実現させる必要があると考える「2013 年度予算最重点要望」と、市民にとって必要な課題として「2013 年度小平市予算要望」を以下の通り提出するものです。

1、2013 年度予算への最重点要望

- (1) 利用料・手数料などの公共料金の引き上げは行なわない。
家庭ごみの有料化は行なわない。
- (2) 生活保護について、日本の捕捉率はきわめて低い。市民が生活保護制度を利用しやすいように、本庁舎 1 階の市民相談窓口で専門職員による生活相談を新設する。生活保護につながる手前での相談を充実させる。
保護基準に関しては資産保有を緩和（自動車の保有、所持金の上限額、家屋の評価など）し、必要とする人が漏れなく生活保護が受けられるようにする。

- (3) 保健予防と疾病の早期の発見・治療を推進し、市民の健康を守る一環として、市民検診に前立腺がん、骨粗鬆症検診を新設する。
- (4) 国民健康保険税の未納者・滞納者と家族の健康状態、罹患の有無、受診状況などの実態を調査し、誰でも医療を受けられる権利を保障する観点から、自治体の判断とされる「特別の事情」を積極的に活用し、正規の保険証を発行する。短期保険証に関しては窓口留め置きを止め、速やかに送付する。
- (5) 孤独死・孤立死を根絶するために、独居高齢者、高齢者のみの世帯、生活困窮家庭等の実態調査を行い、福祉担当部局の情報一元化、高齢者団体・障害者団体・民生委員・ライフライン事業者等との連携を強化し、地域住民との新たなコミュニティネットワークを急いで確立する。
- (6) 障がい者支援を積極的に推進する。
移動支援事業は、障がいの種別で分けることなく肢体不自由児者も利用可能にする。また、視覚障がい者が入院中でも同行援護ヘルパーが利用できるようにする。
障がい者の日中活動の場を確保するために通所施設の拡充を図る。精神障がい者に対応できるホームヘルパー養成研修を継続的に実施する。
市施設の案内カウンター、公民館、地域センターなどに磁気ループを活用し、視覚障がい者に聞こえのバリアフリーを実現する。
- (7) 公立保育園、認可保育園の増設を行い、待機児を解消する。とくに0・1・2歳児の待機児解消の対策を強める。
今やるべきことは、鈴木保育園の「民営化」ではなく、認可園を増設する立場に立つ。公立保育園での0歳児保育、延長保育、一時保育等を拡充する。
- (8) コミュニティバス、コミュニティタクシーは、全市的な推進計画をもち、市のD地域の着手に続きB地域の検討を急ぎ、計画する。
- (9) 地域経済振興を図り、市民の仕事を確保するために
- ① (仮称) 住宅リフォーム助成制度を創設する。
 - ② 調達における総合評価制度を発展させるとともに、(仮称) 公契約条例を制定する本格的な準備を行う。
 - ③ 商工会と連携して、市内中小商店に限定した「プレミアム付き商品券」を発行する。
 - ④ 地場産農産物の流通支援を拡充するなど、地産地消の推進を図る。
- (10) 市民の生命及び財産を守ることから、個人住宅、中小事業所等の耐震調査を行い、住宅耐震改修補助の件数と補助額での増額を図る。
放射線対策は、市民の申し出に応じ民有地においても積極的に測定、除染を行う。
- (11) 35人学級の実現に向けて、検討委員会を立ち上げる。法律改正までは、市の単独予算を工夫して、順次35人学級を実施する。
市立中学校特別支援学級にも小学校と同様の介助員を配置する。
- (12) 非核・平和事業は、特に小中学生の広島・長崎派遣の拡充を図り、参加費への補助増額などで児童・生徒がより参加しやすいよう条件を改善する。米軍横田基地へのオスプレイ配備と飛行訓練に反対する。

2、2013 年度小平市予算への要望（前述の「最重点要望」との重複があります）

一、市民の暮らしと健康・福祉を守り、子育てを応援するために

暮らし

1. 利用料・手数料など公共料金の引き上げは行なわない。家庭ごみの有料化は行なわない。
2. 市民の暮らし・雇用を守る対策を拡充する。
 - (1) 福祉会館 3 階のハローワーク「就職相談室」との連携を強め、求職者が利用しやすいよう改善を図る。土・日・祝日の就職相談・紹介活動、週 1 回以上の夜間開設の実施などをおこなう。
 - (2) 生活保護について、市民が制度を利用しやすいように、本庁舎 1 階の市民相談窓口には専門職員による生活相談を新設する。生活保護につながる手前での相談を充実させる。保護基準については資産保有を緩和（自動車の保有、所持金の上限額、家屋の評価など）し、必要とする人が漏れなく生活保護が受けられるようにする。
 - (3) 地方消費者行政を拡充する。消費生活相談は、現在の相談員 2 名体制を維持させる。国、都に対して、地方消費者行政の維持と拡充のために、交付金、補助金等の復活、増額を求める。
 - (4) 就学援助制度は、市民がより利用しやすくなるよう生活保護所得の 1.1 倍を緩和する。
 - (5) 中学進学時には、新規の申込者も制服代など進学準備金が支給されるように工夫する。また、小平市育英資金の支給条件を緩和する。（成績全科目 3 以上を廃止する）
 - (6) 就職難と「ワーキングプア」が拡大している青年たちの労働条件の改善、「権利への認識」を広げるために、都が作成した「ポケット労働法」の普及、有効活用を図る。
 - (7) 市に労働相談窓口を設置する。また、街頭などでの相談会の実施や国、都との連携で労働者の労働条件の改善を図る。市民団体がおこなう労働相談活動を支援する。
 - (8) 一人親家庭や生活困窮世帯への各種貸付制度を整理し、市民が受けやすいように改善する。東京都の制度で、保証人や手続きの煩雑さ、緊急時に対応していない点などを小平市の独自の基準を設けてカバーする。
 - (9) 成年後見制度など権利擁護事業を小平市職員の派遣などで大幅に拡充する。市民後見人等の育成に力を入れる。
 - (10) 低所得者向けの助成金は社協を経由せず市の直接支給とする。
 - (11) 年金について、国では「支給額 3 年程度で 2.5%削減支給、マクロ経済スライド適用し支給額を毎年削減、支給開始年齢を引き上げる」など検討している。市民生活と制度の信頼に重大な影響を与える年金の今以上の後退はやめるよう国に求める。
 - (12) 最低保障年金制度の創設を国に強く求める。

医療、健康

3. 国民健康保険税は、引き上げをしない。一般会計からの繰り出しの増額により、被保険者の負担を抑え、生活と健康を守る。
 - (1) 国保会計の困難の原因は、国の負担が半分になったことであり、元に戻すよう強く国に求める。
 - (2) 市独自の減免制度の創設など一層の改善を図る。

- (3) 国民健康保険税の未納者・滞納者と家族の健康状態、罹患の有無、受診状況などの実態を調査し、誰でも医療を受けられる権利を保障する観点から、自治体の判断とされる「特別の事情」を積極的に活用し、正規の保険証を発行する。短期保険証に関しては窓口留め置きを止め、速やかに送付する。
- (4) 国保税の延滞金率の引き下げを国に求める。納税意向を示した滞納者の延滞金については免除の方向を検討する。
- 4. 保健予防と疾病の早期の発見・治療を推進し、市民の健康を守る。
 - (1) 人間ドックへの助成を引き上げる。
 - (2) 各種がん検診を市民がより受けやすくなるように改善し、前立腺がん、骨粗鬆症検診を新設する。
 - (3) 歯周疾患検診を、歯科医師会と協議の上、「40歳以上」の撤廃、実施時期や申し込み期間の工夫などで、一般検診と同等の受診者数になるよう改善する。20歳以上の低所得層の歯科検診を特別に実施する。
 - (4) 市が実施する健康審査を隣接するすべての市で受診できるようにする。
 - (5) 国保以外の健康保険被扶養者に対しては、今まで通り、市の検診が受けられるように方途を検討する。そのために実態を調査する。
- 5. 国と都に対して引き続き救急医療体制の確立と周産期医療の充実を求める。また、市内および周辺市の病院のネットワーク化をいっそうすすめ、「たらい回し」と手遅れを生じさせないようにする。
- 6. 高齢者の医療について、これ以上の負担増にならないように努める。
 - (1) 75歳以上の医療費を無料にする。当面、外来の窓口負担を市が独自に助成する。
 - (2) 70歳～74歳までの窓口の2割負担を止める。

高齢者福祉

- 7. 国に対して後期高齢者医療制度を廃止し、公費負担の増額を求め、高齢者が安心して受けられる医療制度を確立する。
- 8. 高齢者の医療について、これ以上の負担増にならないように努める。
 - (1) 現在高齢者が支払っている窓口負担を2割に引き上げることが計画されているが、そうなった場合でも市が独自に助成するなど、1割負担を堅持する。(日の出町は75才以上無料)
 - (2) また、実施されている無料検診については検診項目を従前どおりに改善した上、高齢者の特性にかんがみ、前立腺がんと骨粗鬆症検診を新設する。
- 9. 介護保険は、以下の通り改善をする。
 - (1) 小平市で直営の介護事業所を1カ所は開設する。
 - (2) 介護保険の財源については、国の負担割合の増加を強く要求する。
 - (3) 低所得者への助成をさらに強める。「生活困難者への利用料の助成制度」を利用しやすいものに改善する。
 - (4) 訪問介護では、同居家族の有無を条件にせず、必要な介護が行われるようにする。
 - (5) 訪問介護での散歩介助は煩雑な申込制度を廃止し、通常のケアプランのみでサービスが受けられるようにする。
 - (6) 市は介護保険利用者を税法上の障害者控除の対象者として認定し、その認定書を全員に送付する。

10. 介護労働者の労働条件改善に努め、公務員に準じた報酬を保障するため、市独自の上乗せを検討する。
11. 孤独死・孤立死を根絶するために、独居高齢者、高齢者のみの世帯、生活困窮家庭等の実態調査を行い、福祉担当部局の情報の一元化、高齢者団体・障害者団体・民生委員・ライフライン事業者等との連携を強化し、地域住民との新たなコミュニティネットワークを急いで確立する。包括支援センターを中心に高齢者の地域での見守り事業を拡充する具体的な手立てをとる。
12. 緊急通報システムは、必要な高齢者が利用できるように要件緩和を図る。(急死に至る病は脳血管や心疾患だけではない)
13. 低所得独居高齢者のための安心な住居の確保に努める。
14. 小規模多機能型施設について
 - (1) 小規模多機能型施設への運営費の補助などの支援として市の独自加算制度を大いに活用し、NPOなど非営利事業者の参入を促し、要介護高齢者の在宅支援を実効あるものに改善する。
 - (2) 小規模多機能型施設は、宿泊も可能としながら宿泊料は介護保険外で自費負担というのは全く矛盾する。制度改善を検討し、それまでの間は市の独自補助制度を設ける。
 - (3) 小規模多機能型施設利用の低所得者にも通所介護利用者食事代助成制度を適用する。
15. グループホーム、特別養護老人ホーム、小規模特養等の増設を積極的にすすめる。その際は遊休国有地などを活用し、生活保護基準以下の年金収入しかない高齢者も入居できる家賃設定が行えるよう支援する。
16. ごみだし困難世帯の個別収集を事業者のボランティアに頼るのではなく制度化し、利用しやすくする。
17. 紙おむつの支給事業について、受給者からの聞き取り等実態調査を行い、必要な市民に必要なものが届くよう改善を図る。同時に寝たきりでなくても認知症等により常時おむつが必要な高齢者に支給する等支給要件の緩和を行う。
18. 高齢者の安否確認や災害時の避難困難者など要援護者の名簿作成が必須の課題となっている。これらに資する名簿を作成し、援護団体等に提供できる条例を制定する。

障がい者福祉

19. 障害者総合支援法は、応益負担の撤回など全面的な見直しを国に求める。
20. 市が責任を持つ地域支援事業を拡充させ、サービスの後退にならないよう施策の充実を図る。そのために障がい者、家族、施設などから十分に意見聴取を行う。
21. 移動支援事業は、障がいの種別で分けることなく肢体不自由児者も利用可能にする。視覚障がい者が入院中でも同行援護ヘルパーが利用できるようにする。また、移動支援・同行援護は、支給時間を延ばすとともに使いやすい制度にする。
22. 市としてガイドヘルパーの養成に力を入れる。精神障がい者に対応できるホームヘルパー養成研修を継続的に実施する。
23. 障がい者の雇用を拡大するための方策を積極的に行う。
 - (1) 小平市役所が事業者として率先して雇用する。

特に精神、知的障がい者の雇用に力を入れる。また、市の公共施設内に作業所の常設店舗、喫茶コーナー等の設置を障がい者団体と協議検討する。

(2) 市の事業の委託先の決定等に際して、総合評価制度も含め、障がい者雇用をいっそう重視する。

24. 障がい者が住み慣れた地域で暮らし続けられるようグループホームなど施設の拡充をすすめる。
25. 障がい者の日中活動の場を確保するために通所施設の拡充を図る。
26. 福祉タクシー券の発行枚数を初乗り料金＝710円に見合う金額に増額し、100円券も発行する。事業者に払うタクシー券取扱手数料を1枚1枚につき50円に拡充する。
27. 障害者福祉センター・あおぞら福祉センターの緊急一時宿泊事業をいっそう利用しやすくする。障害者福祉センターは入浴事業も一層利用しやすくする。
28. 在宅の重度がい害児への訪問看護制度の創設や短期入院制度などの拡充で保護者のレスパイト等支援策を検討する。
29. 聴覚障がい者、補聴器利用者が社会活動に参加しやすくするために聞こえのバリアフリーを実現する。磁気ループを活用し、公民館、地域センターなどでの各種集会、講演会に参加しやすくする。市施設の案内カウンターにも磁気ループを設置する。ルネこだいら大ホールに設置されている磁気ループ設備は、利用しやすいように整備し、積極的に活用をする。

子どもの福祉

30. 行政の責任放棄、子どもと家庭への負担の増大・サービス低下につながる「子ども・子育て新システム」については導入しないよう国に対して求める。
31. 保育園について
 - (1) 公立保育園、認可保育園の増設を行い、待機児童を解消する。とくに0・1・2歳児の待機児解消の対策を強める。今やるべきことは、鈴木保育園の「民営化」ではなく、認可園を増設する立場に立つ。
 - (2) 「公立保育園の運営のあり方に関する方針」のP16(3. 公立保育園の運営に関する今後の方針)について、「役割の充実」と廃園・民営化は、両立しえないため、全面削除の上、検討のやり直しをおこなう。
 - (3) 保護者や市民の要求に耳を傾け、鈴木保育園の廃園計画は白紙撤回する。
 - (4) 公立保育園全10園で、産休明け、一時、緊急一時、延長保育、相談事業など市民のニーズに応える事業を実施する。
 - (5) 全階層にわたって、保育料の高い方の子どもの保育料を「第2子減免」とする。
 - (6) 保育料所得階層区分をさらに細かくするように検討する。
 - (7) 保育園事業の拡充、新規建設費等は「一般財源化」以前の内容を保持する。
 - (8) 認可外保育施設への補助金などを拡充するとともに、年齢別・応能負担保育料に近づけるような保護者への直接補助制度を拡充する。
 - (9) 株式会社が運営する保育園の認可はこれ以上行わない。また、当該保育園については、円滑な開園、利益優先ではなく子どもの権利条約に則した運営が行えるよう支援する。そのためのチェック体制を具体化する。

32. 子育て支援協議会を発展的に解消し、法的に位置づけられた児童福祉審議会の設置を検討する。子育てを協議する場、審議する場には必ず関係者を交える。（現在、保育士など最も関係が深い当事者は参加できていない。）
33. 幼稚園にも2子減免制度を新設する。
34. 国に対して幼稚園就園奨励金を従前どおり支給するよう要求する。
35. 病後児保育は、市内全域の保護者が利用できるよう計画する。「あいびー」については、費用対効果からも抜本的に制度を見直す。
36. 学童クラブなど子どもの放課後について
 - (1) 待機児を出さないよう定員超えガイドライン（60人超を2年連続）を改善し、第2、第3のクラブ設置をすすめる。
 - (2) 上記のガイドラインも含む設置運営基準を保護者や指導員を交えて策定する。
 - (3) トイレ改善など施設・設備の拡充、整備を計画的にすすめる。また、全土曜日の職員体制を嘱託職員の確保などで拡充させる。
 - (4) 現在の指導員体制を拡充し、7時までの学童保育が、全ての学童クラブで実施できるように検討する。
 - (5) これ以上の指定管理は行わない。
 - (6) 6小・学園東小は、2クラブ間の差別や混乱が起らないように細心の注意を払う。諸行事の実施等については、レベルの高い方に合わせること。
 - (7) 障がい児童6年生までの入所と2名枠撤廃に向けて、保護者・指導員と同じテーブルで具体的に検討をする。
 - (8) タヤけ子どもクラブ待機児解消への検討・努力を市の責任で行う。
 - (9) 特別支援学校の児童生徒が学童クラブに入会できるように改善する。
37. 児童館は、既存の公的施設の増築による転用も含め、4館目以降の増設計画をもつ。
38. 児童館での指定管理者制度は、事業者の変更による利用者の不安や指導員・職員の小平市への愛着・意欲を失いかねないという弊害が危惧されることから慎重な運用を図り、十分な検証を行う。子どもをはぐくむ事業の運営に、営利目的の株式会社はなじまないため、指定管理の指定にあたっては株式会社を除く。
39. 子育て広場は備品費の増額などで拡充を図る。
40. 子ども医療費完全無料化を小学生・中学生に拡大する計画をたて、入院食事代と200円の負担解消を実施する。
41. 親子3人乗り自転車購入への補助制度やレンタル制度を設ける。

二、憲法を遵守し、どの子どもも学び成長する教育、 市民の学びや文化・スポーツの場の保障を

42. 憲法とこどもの権利条約に基づく教育行政を進める。
入学式、卒業式や周年行事などでは、「日の丸」「君が代」の強制は行わない。
43. こどもの権利条約をこども、市民が学べるように条件・環境を整える。
44. 国、都に対し、30人学級実現（当面35人学級）を強く働きかける。35人学級の実現

に向けて、検討委員会を立ち上げる。法律改正までは、市の単独予算を工夫して、順次35人学級を実施する。

45. 市費の学校事務職員は、市の正規職員に戻す検討を行う。当面、少なくとも春・夏・冬の休業中に次学期準備が十分できるような対策をとる。
46. 小・中学校図書館は、協力員制度の拡充などで、「毎日人がいる図書館」に改善する。国に対して司書の専任化の働きかけをすすめること。
47. 学校公開（1学期ごとに1週間）は、現場の意見をよく聞いて、公開期間を検討する。
48. 小学校給食について
 - (1) 第6小学校給食の調理部門の外部委託化について、保護者、市民を交えた十分な検証を行う。
 - (2) 「小平市立小学校給食の基本方針」のP12（3. 公立保育園の運営に関する今後の方針）について、「給食の質の充実」と「民間委託」は、両立しない。全面削除の上、検討のやり直しを求める。
 - (3) 小学校給食調理現場での退職正規職員の不補充政策を中止し、全小学校で最低でも正規職員3名以上の配置を維持するとともに、調理現場の施設・設備の改善・充実を確実に進める。
 - (4) これ以上の民間委託は実施しないこと
49. 障がい児が在籍する通常学級には、特別支援教育支援員を先行して配置する。
50. 中学校の特別支援教学級にクラスごとに1名の介助員を配置する。
51. 学校設備の改善をすすめる。
 - (1) 老朽化した学校の放送設備の改修を急ぎ、特に中学校では英語のリスニング試験に対応できるように、また、防災・防犯にも効果を挙げられるようにする。
 - (2) 校庭の防塵対策として、スプリンクラー設置を計画的かつ早急に行う。
 - (3) 学校を避難所として活用できるよう設備を改善する。
52. 教職員が生き生きと働けるよう、「労働安全衛生委員会」を設置する。
53. 体育館などスポーツ施設の使用料の障害者・高齢者割引を実施し、利用者を拡大する
市民総合体育館プール更衣室に冷房機、体重計、脱水機を設置する。
54. 公民館使用料の制度は、現状を存続する。
55. 公民館、地域センターの設備を総点検し、改善を図る。（ビデオ装置のDVD化など）
56. 仲町公民館・図書館の建替えについて、解体・建設の際の周辺住民説明会だけではなく、幅広く利用者向けに経過・今後の計画等の説明会を行う。

三、だれでも安心して暮らせる、安全・便利なまちづくりのために

57. 災害に強いまちづくりの推進をいっそう図る。
 - (1) 防災無線を市民が聞き取れるよう改善を急いで進める。
 - (2) 避難場所の整備と市民への徹底、防災備品の拡充に努める。
 - (3) 避難所では医療との連携をすすめられるように、医師会などの協力を得て、計画をすすめる。
 - (4) 消防団員の確保をすすめる。
 - (5) 地元建設業者・組合と地域防災協定を締結する。
 - (6) 一般住宅の耐震診断・耐震改修を急ぐためにも助成を増額し、積極的にすすめる。

- (7) 家具転倒防止器具の助成を復活させる。
58. 市内の交通不便地域解消と公共交通網を充実させるため、民間バス路線、コミュニティバス、コミュニティタクシーの路線拡充をすすめる。
- (1) にじバスは、中央公園（または鷹の台駅）までの路線の延伸、運行本数と運行時間、コースの新設などいっそうの拡充を図るよう引き続き検討する。
- (2) コミュニティタクシーは、全市的な推進計画をもち、市のD地域での着手に続き、B地域の検討を急ぎ、計画する。当初検討された各駅を結ぶことも視野に入れて検討する。
- (3) 小平駅北口付近でのタクシー乗り場の確保と市民への周知を行なう。
- (4) 都バス梅70は、「幹線軸」にふさわしい拡充と各市町の負担軽減を都に要望する。
59. 生活道路の整備を優先させ、歩道拡幅、段差解消などバリアフリー、安全対策をすすめる。
- (1) 交通量が多く、歩道の狭い（無い）道路の改善策を計画し、住民合意を図る。電柱の移設や地中化を検討する。（鷹の街道、市役所西通りなど）
- (2) 車の右折困難個所の実態把握に努め、右折レーンの設置を推進する。（水車通りのJA交差点、中央公民館付近など）
- (3) 信号、カーブミラー、横断歩道などの設置は、市民の要請に対し可能なものは積極的におこなう。
- (4) 誘導ブロックの敷設をすすめる。
60. 自転車通行の法改定の市民周知を図る。あかしあ通り以外にも自転車専用レーンの増設を検討し計画する。
61. 都道の歩道拡幅・整備をいっそうすすめるとともに、車道の右折レーンの設置を推進するよう都に要請をする。特に、青梅街道駅付近の歩道の拡幅をすすめる。青梅街道の天神町いなげや付近は、右折レーンを設け車の渋滞解消につなげるよう東京都に強力に申し入れる。
62. 都市計画道路3・2・8号線（現3・3・8）については、住環境や市のまちづくりと住民のコミュニティづくりなどに重大な悪影響を及ぼすこと、多額の費用を必要とすること、渋滞の対策は現府中街道の交差点の改善や拡幅で十分対応できることなどから、本事業の市内未着手部分の建設は必要ないものとする。
- (1) 計画決定されてから約50年を経た現時点においても、住民の中で納得が得られていない現状や、様々な意見がある事を考慮し、東京都に対して、地権者、周辺住民と協議を行うよう引き続き働きかける。住民の意思を尊重し、事業を強行しないよう強く求める。
- (2) 市長においては、わが党との「政策協定」及びマニフェストを実行し、市民意見の収集と住民合意を図る努力をする。
63. 市内で大規模マンション建設等の計画がある場合は、周辺住民の意見を十分反映させ、住環境、交通に悪影響にならないよう建築事業主に対して指導を強める。
64. 開発行為には該当しない一定の区画の建築工事についても、良好な住環境保持のため、市が役割を果たせるよう条例を改正する。
65. 小川駅西口など駅前の整備は、市も積極的に関わり、計画段階から周辺市民の声が生きるよう努める。
- 小平駅北口周辺地域の整備は、地権者と周辺地域住民の意見を十分生かし、市民参加で合意を図る。
66. 鉄道事業者に対し、引き続き、駅・踏切など施設の改善、安全対策、バリアフリーの推進を求める。

- (1) 小川駅の改札口に電光電車案内表示の設置。
 - (2) 一橋学園駅の北側に屋根、南側にスロープの設置。
 - (3) 西武線、JRの各駅に可動式ホーム柵の設置の推進。また、特に高齢者、視覚障害者の事故防止などに必要な駅員を配置し、転落防止及び万が一落ちた場合の万全な対策を図る。
 - (4) 視覚障害者の利用のため、トイレやエレベーター・エスカレーターの位置を音声で判るような対策。
 - (5) 青梅街道駅踏切と付近の歩道の拡幅を都、鉄道事業者に働きかけ、ともに行なう。
 - (6) 2中通りの踏切歩道の拡幅を市とともに行なう。
 - (7) 線路により分断されている緑川道りは、今後のまちづくりや住民の利便性を確保する観点から、市と西武鉄道が人と自転車が通れるような対策を講じるための研究、検討をおこなう。
67. 引き続き公共施設のバリアフリー化をすすめる。とくに、ルネこだいらの既設エレベータの改善と観客席へのエレベーター・エスカレータの新設を検討する。
68. 火災報知器設置の助成を非課税の高齢者のみにとどめず、低所得者世帯まで広げる。
69. 災害時要援護者対策のモデル事業の検証を急ぎ、全市に広める。

四、緑と環境の保全、地域経済・文化の振興で、住みよい町を

70. 市として原発ゼロをめざし、積極的に自然エネルギーへの転換と低エネルギー社会をすすめる。
- (1) 公共施設での太陽光発電を一層推進する。省エネ対策に、引き続き取り組む。
 - (2) 「日本一の太陽光発電のまち」をめざし、家庭での太陽光パネル設置の助成を拡充することをはじめ、具体的な目標と方策を持つ。小規模事業者への助成の検討、大規模事業者への働きかけを行う。
 - (3) 市民のCO2削減への関心、取り組みへの支援を強める。
71. 原発事故による放射線対策について
- (1) 放射線測定は、ホットスポットの拡大を考慮し、測定箇所を増やす。放射線測定器購入を国に求める。
 - (2) 通常より高い数値が出た際は即座に除染を行う。民有地についても市民の求めに応じ、測定・除染を市が積極的に行う。
 - (3) 学校や保育園の給食食材について、国の基準値が子どもには当てはまらないことを銘記して、子どもへの影響がないように最大限慎重に対応する。
72. ごみ減量のために、リサイクル、分別の徹底を一層進めて減量を促進する。
三市共同資源化施設の問題は、東大和市の態度変化の経過と原因を市民に示し、情報公開、科学的根拠、市民合意を基本において取り組む。
73. 商店街・中小業者・農家支援を強め、仕事の確保、地域経済の活性化を図る。
- (1) 不況対策特別融資制度は一層利用しやすく改善し、引き続き実施する。
 - (2) プレミアつき商品券の実施など地域の商店街への支援を強める。とくに、商工会と連携を図り、市内の中小商店限定の商品券の発行を行う。
 - (3) 住宅リフォーム助成制度をつくる。
 - (4) 地場産農産物の流通・販路拡大など支援を拡充し、地産地消の一層の推進を図り、食物自給率を向上させる。農地の相続税などの軽減を引き続き国に求める。

- (5) 小・中学校、保育園などの給食での地元農産物使用を増やす。
 - (6) TPP交渉参加に反対し、安全な農産物・食料の確保と自給率の向上、地元農業と地域経済を守る。
- 74. 市の調達について、総合評価制度をいっそう充実させる。労働者の雇用条件の改善などを盛り込んだ「公契約条例」の制定のための取組みを進める。
 - 75. 地元業者の仕事確保と産業振興に効果がある「住宅リフォーム助成制度」を創設する。
 - 76. 市民文化会館は、市民の自主的活動団体の使用料負担の軽減をはかる。当面、市文化協会加盟の有無は問わない事とする。
 - 77. 個人情報保護法の適用事例をわかりやすく市民に示すなどで、自治会、学校PTA、防災対策などでの名簿作成に支障がないようにPRを強める。
 - 78. 地域コミュニティの発展、災害時への対応からも、日常から自治会、町内会の組織化を促進するよう支援を強める。

五、平和と民主主義、地方自治を守り、民主的な行財政運営を

- 79. 憲法、地方自治法を尊重し、自治基本条例の主旨と条項を厳格に市政全体に生かす。
 - (1) 市民参加と協働の推進は、小平市自治基本条例第10条（市民参加の保障）、第12条（市民との協働）、第26条（情報の共有）、第28条（市民の苦情及び要望への対応）などを十分に尊重し生かす。パブリックコメント、各種の「説明会」等は、市の方針を市民に押し付けることではなく、市民の理解が深まり、意見で方針が豊かに発展させるものにする。

市民の理解が得られないものは、中止する立場をはっきり持つ。
 - (2) 自治基本条例第8条でもうたっている、男女共同参画社会の形成を推進し、小平市男女共同参画条例の普及・広報に努める。

市役所においては、女性も男性も安心して働き続けることができる環境づくりを進めながら、女性管理職の登用などを引き続き積極的に行う。
 - (3) 子どもに関わるすべての施策に子どもの権利条約の精神を生かす。条約を広く市民に普及するよう努める。
- 80. 非核平和都市宣言の実現と憲法第9条を守るという理念にたつて、市民の自主的な非核平和活動を支援するとともに、市としての事業を積極的にすすめる。
 - (1) 被爆者の語り部事業や原爆パネル展の一層の充実を図る。
 - (2) 広島・長崎への小・中学生などの派遣事業を拡充し、参加費の補助増額など検討する。
 - (3) 平和事業について、来年度以降も引き続き市民参加で検討する。
 - (4) 資料を保管する場所を確保する。先進市に学び「非核平和宣言の町」であることを内外に示すモニュメントなどを設置する。
 - (5) 市民の非核平和活動に対し、公共施設や設備の利用の便宜を図るなど、積極的に支援を行う。
 - (6) 横田基地をはじめとする米軍基地、自衛隊基地の再編強化、オスプレイ配備と訓練に反対し、平和と市民の安全を図る。市内上空を通過するヘリ・軍用機などの騒音被害の軽減を求める。

81. 経済効率優先の行財政運営ではなく、地方自治法の「市民の福祉増進」の目的を踏まえた、無駄のない民主的な行財政運営を貫く。事業仕分けは住民福祉の向上を阻害するものであってはならない。地方自治法を堅持して行う。そのために「行財政再構築プラン」を抜本的に見直す。

(1) 小学校給食は、保護者、子どもたち、教職員の意見を十分反映させ、これ以上の調理部門の民営化は行わない。正規調理員の「退職不補充」は止める。

(2) 公立保育園の廃園（民営化）は行なわない。

(3) 公民館など公共施設使用料は、施設の設置目的を考慮し、減免制度を継続する。

(4) 指定管理者制度は、事業者の変更により、利用者の不安や事業者職員の小平市への愛着・意欲を失いかねないという弊害が危惧されることから、慎重な運用を図り、十分な検証を行う。

とくに、子どもをはぐくむ事業の運営には営利目的の株式会社はなじまないため、指定管理者の指定にあたっては株式会社を除外する。

82. 福祉の増進と市民との協働を推進するにふさわしい市職員体制と研修の拡充を図る。

(1) 市民への親切・丁寧な対応など一層図り、市民との信頼関係を構築する。

(2) 市の仕事の専門性を重視し専門家を育てるようジョブローテーションのあり方を検討し直す。

(3) 職員の健康、メンタルヘルス対策や介護・育児休業を取得しやすくするなど、職場の安全・衛生・環境を改善する。非正規職員の雇用・労働条件の改善に努める。

83. 国がすすめる消費税増税、社会保障の削減と市民負担増に反対の声を上げる。

(1) 市財政を守るために、国、都の補助金や交付金などの削減に反対する。

(2) 「多摩格差」を解消するよう都に求める。

以上